

第9章 目標指標と進行管理

9.1 目標指標

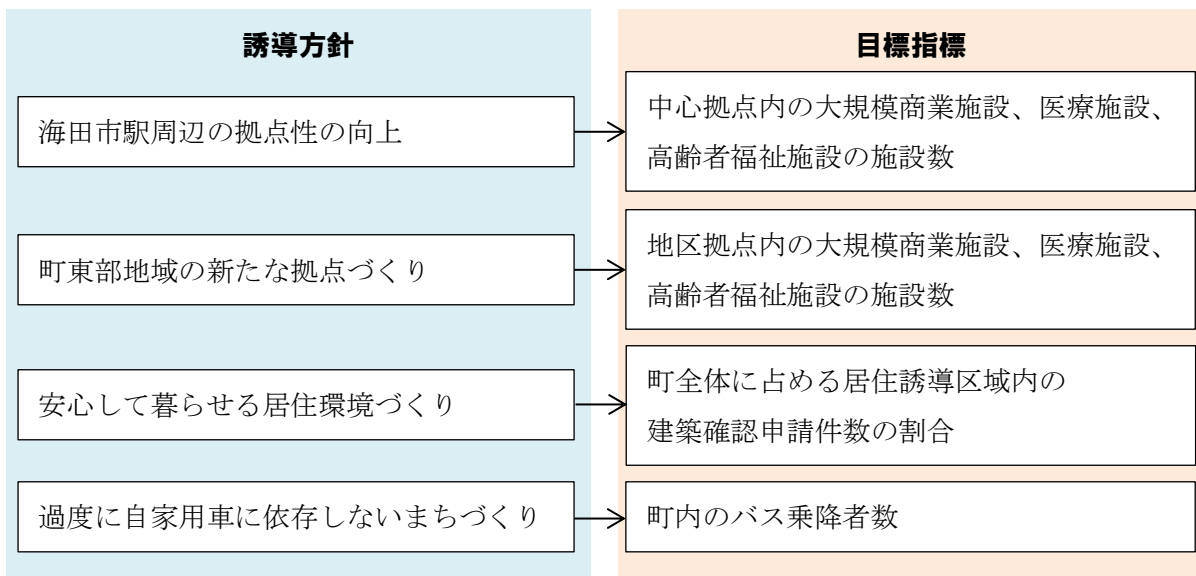
9.1.1 計画全体の目標指標の基本的な考え方

本計画で実施する誘導施策の進捗状況やその効果等を把握するため、計画全体の定量的な目標指標を設定します。

目標指標は、第3章で設定した誘導方策に対応した「整備目標」と本計画の進捗により期待される効果を示した「効果目標」の2種類を設定します。

9.1.2 整備目標

整備目標は、各4つの誘導方策に対応し、下図の通り設定します。



(1) 中心拠点内の大規模商業施設、医療施設、高齢者福祉施設の施設数

誘導方針である「海田市駅周辺の拠点性の向上」により、誘導施設の増加が想定されます。そのため、新たな立地誘導を図る誘導施設として位置づけた大規模商業施設、医療施設、高齢者福祉施設の増加を目標指標とします。

目標指標	基準値 (R2)	目標値 (R23)	備考
中心拠点内の大規模商業施設の施設数	4 施設	5 施設	現状から各施設 1 施設増加を目標とする
中心拠点内の医療施設の施設数	7 施設	8 施設	
中心拠点内の高齢者福祉施設の施設数	11 施設	12 施設	

(2) 地区拠点内の大規模商業施設、医療施設、高齢者福祉施設の施設数

上記と同様に、誘導方針である「東部地域の新たな拠点づくり」により、新たな立地が想定される大規模商業施設、医療施設、高齢者福祉施設の増加を目標指標とします。

目標指標	基準値 (R2)	目標値 (R23)	備考
地区拠点内の大規模商業施設の施設数	2施設	3施設	現状から各施設1施設増加を 目標とする
地区拠点内の医療施設の施設数	0施設	1施設	
地区拠点内の高齢者福祉施設の施設数	1施設	2施設	

(3) 町全体に占める居住誘導区域内の建築確認申請件数の割合

誘導方針である「安心して暮らせる居住環境づくり」により、居住誘導区域外と比べて居住誘導区域内での開発が促進され、新たな住居が増加することが想定されます。そのため、町全体に占める居住誘導区域内の住宅用途の建築確認申請件数の割合を目標指標とします。

目標指標	基準値 (R2)	目標値 (R23)	備考
町全体に占める居住誘導区域内の住宅用途の建築確認申請件数の割合	90.3%	100%	H22(2010)年～R元(2019)年の年平均申請件数 (町資料) 町全体 122件 居住誘導区域内 110件

(4) 町内のバス乗降者数

誘導方針である「過度に自家用車に依存しないまちづくり」により、自家用車からバスへの転換が進むことが想定されます。そのため、町内循環コミュニティバスを利用する人の割合を目標指標とします。

目標指標	基準値 (R2)	目標値 (R23)	備考
町内循環コミュニティバスを利用する人の割合	17%	23%以上	※参考) 海田町地域公共交通網形成計画 17% (R2(2020)年度) 23% (R6(2024)年度)

9.1.3 効果目標

誘導方針の実現により、コンパクトシティの形成が進み、居住誘導区域内の人口密度の維持・向上、地域経済の活性化など、持続可能なまちの形成が進むことが期待されます。

これらの期待される効果を評価する指標として、下表の目標指標を設定します。

目標指標	基準値 (R2)	目標値 (R23)	備考
居住誘導区域内の人口密度	88.8 人/ha	94 人/ha	居住誘導区域内人口は、居住誘導区域内に重心のある100mメッシュH27(2015)年人口の合計値より算出 町独自の人口密度93.6人/haを上回る値を実現
総人口に占める居住誘導区域内人口の割合増加	93.6%	95%	町独自推計の人口割合94.1%を上回る値を実現
町内総生産 (町内の生産活動により生み出された付加価値の総額)	118,560 百万円	121,000 百万円	基準値はH30(2018)年度広島県市町民経済計算結果による R2(2020)年人口29,646人(国勢調査)とR22(2040)年人口30,309人(町独自推計)の増加率102%と同様の町内総生産の増加率を想定
住みよいと感じる人の割合	84.9%	87.0% 以上	※参考)第5次海田町総合計画 84.9%(R2(2020)年度) 87.0%以上(R7(2025)年度)

9.2 進行管理

本計画は、20年後の令和23（2041）年を目標年次としていますが、社会情勢の変化や上位関連計画（総合計画や都市計画マスタープラン等）の改定、誘導施策の進捗状況等に応じて、計画の見直しが必要となります。

具体的には、概ね5年ごとに、以下に示すPDCA※（計画・実行・検証・改善）の考え方に基き、目標指標や誘導施策の進捗状況について把握・検証を行い、その結果を都市計画審議会へ報告し、必要に応じて本計画の改善・見直しを行うこととします。

居住誘導区域や都市機能誘導区域についても同様に、砂防施設の整備による土砂災害特別警戒区域の解除や市街化調整区域や保安林といった地区の変更に伴う状況の変化について、概ね5年を目途に検証し、必要に応じて見直しを図ることとします。

※PDCA：品質管理など業務管理における継続的な改善方法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（検証）→ Action（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法

